

給与の支払に関する政府契約の支払遅延防止等に関する法律の適用について

昭和28年4月20日

蔵理第9390号

大蔵省理財局長から

各省（庁）官房会計課長 あて

標記のことについて法制局第一部長あて照会中のところ別紙のように回答を得たので同回答の趣旨により運用されたく通知する。

追つて、従前の通ちよう中、この通ちように抵触するものは、廃止されたものと御了解願いたい。

(別紙)

法制局一発第 39 号

昭和 28 年 4 月 8 日

大蔵省理財局長

内閣法制局第一部長

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の適用に関する疑義について

二月六日附蔵理第 3 1 6 2 号をもつて照会にかかる標記の件に関し、左のとおり意見を回答する。

1 問題

左に掲げる給与の支払が遅延した場合には、国は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）の規定による遅延利息を支払わなければならないか。

- (1) 国家公務員の給与（懲戒処分が取り消されたために当該国家公務員に対してさかのぼって支払われるべき給与を含む。）
- (2) 駐留軍労務者の給与

2 意見及び理由

支払遅延防止法第 2 条は、「この法律において「政府契約」とは、国を当事者の一方とする契約で、国以外のものなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支払をなすべきものをいう。」と規定しているが、ここにいう政府契約とは、第 3 条及び第 4 条の規定の文言から推察されるとおり、給付の内容、給付の完了時期、対価の額及び対価支払の時期等契約の本質的内容が当事者の合意によつて決定されるべきものをいうものと解すべきであつて、両当事者を拘束する法律関係の発生そのものが両者の合意によつて発生する場合であつても、給付の内容、給付完了の時期、対価の額及び対価の支払の時期等当該法律関係の本質的内容が法令又は法令に基く政府の一方的権限によつて決定されるべきものは、これに包含されないものと解すべきであろう。

ところで、国家公務員関係の発生が、政府と当該公務員との合意に基づくものであるか（いわゆる契約説）、あるいは当該公務員の同意を要件とする政府の単独行為に基づくものであるか（いわゆる単独行為説）は問題のあるところであるが、仮に前者の立場に立つて考えるとしても、国家公務員関係の本質的内容は、あえて説

明を加えるまでもなく法令又は法令に基く政府の一方的権限によつて規制されるべきであることが明らかである以上、国家公務員関係については、支払遅延防止法の適用がないものと解するのを相当とし、従つてお尋ねの（１）については、同法に基く遅延利息の問題は生じないというべきであろう。

次に、駐留軍労務者と政府との法律関係の発生が国家公務員の場合と異なり両者の合意に基づくものであることは、疑いないが（昭和 27 年法律第 174 号第 8 条第 1 項参照。）同法第 9 条が「駐留軍労務者の給与その他の勤務条件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員における給与その他の勤務条件を考慮して、調達庁長官が定める。」と規定しており、駐留軍労務者と政府との法律関係の本質的内容が合意によつてのみ決定されるとはいいがたいから、お尋ねの（２）の問題についても、支払遅延防止法にいう遅延利息の問題は、生じないものと解さざる得ない。